

能登半島地震にかかる緊急特別取扱いについて

1. 共済金の支払い

生命共済

(1) 規 定

規約第 59 条において、「原因が直接であるか間接であるかを問わず、地震及び津波により死亡したときは、共済金を支払わないものとする。但し、事故の規模等により理事会の議決を経て、共済金の一部または全部を支払うことができるものとする」と規定されている。

(2) 対 応

被共済者ならびに被共済者の同一世帯に属する配偶者と子が死亡したときは、規定額である共済金を支払うこととする。

行方不明者については、震災日（令和 6 年 1 月 1 日）より、1 年を経過してもなお被共済者が発見されない場合は、死亡したものと看做し、共済金を支払うものとする。（規約 56 条の死亡の推定を準用）ただし、認定死亡が確定した場合には、認定死亡日をもって共済金を支払う。

弔意見舞金

(1) 規 定

規程第 2 条において、「原因が直接であるか間接であるかを問わず、地震及び津波により死亡したときは、見舞金を支払わないものとする。但し、事故の規模等により理事会の議決を経て、見舞金の一部または全部を支払うことができるものとする」と規定されている。

(2) 対 応

被共済者が普通死亡したとき 1 口あたり 2,500 円の弔意見舞金を支払うこととする。

地震災害見舞金

(対 応)

災害救助法の適用地域については、規約上定められている請求時に必要な関係官署の罹災証明書の提出を省略できるものとし、写真及び地区長の証明で対応する。また、日本損害保険協会が甚大な被害のあった街区を「全損地域」として認定した場合、その地域に該当する加入物件においては、写真の提出を省略できるものとし、地区長の証明のみで対応する。見舞金の受取人は、被共済者本人となるため、本人名義の口座へ振込となるが、諸事情により見舞金の振込を家族の口座に希望される場合、委任状等が必要となる。

2. 令和 6 年度の共済加入申込みの取扱い

猶予期間

(1) 災害救助法適用地域の地区組合については、継続加入者及び新規契約（4 月 1 日契約）の意思表示をしたものについては、下記の猶予期間を設けることとする。

① 共済掛金の払込み・・・一箇月間（4 月 1 日契約扱い）

② 共済加入申込書の送付・・・二ヶ月間（①の契約又は申込書の消失・滅失の場合）

以上